

ざいりゅうてつづき
⑦ 在留手続

なごやしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきよく
名古屋出入国在留管理局 ☎ 052-559-2150

ざいりゅう
■ 在留カード

にほん ちゅうちようきかん げつ なが す がいこくじん ざいりゅう
 日本に中長期間（3か月より長く）住む外国人は「在留カード（IDカード）」をもらいます。とても大事なカードです。

なまえ せいねんがっぴ じゅうしょ こくせき ざいりゅうしかく ざいりゅうきかん か
 名前、生年月日、住所、国籍、在留資格や在留期間などが書いてあります。

さいいじょう ひと も
 16歳以上の人はいつも持っていてください。



ざいりゅう
■ 在留カードをなくしたとき

にゆうかん い あたら ざいりゅう かいない い
 入管に行って新しい在留カードをもらいます。（14日以内に行きます。）

も 持っているもの	しゃしん まい ・写真 1枚 いしつぶつとどけでしやうめいしよ ・遺失物届出証明書 など	
--------------	---	--

う あか ざいりゅう
■ 生まれた赤ちゃんの在留カードをもらう

にほん あか う う にち なが にほん
 日本で赤ちゃんが生まれて、生まれてから60日より長く日本にいるときは、入管に行って赤ちゃんの在留カードをもらいます。（生まれてから30日以内に行きます。）

も 持っているもの	しゅっしやうとどけじ ゆりしやうめいしよ しゅっしやうとどけきさいじこうしやうめいしよ ・出生届受理証明書または出生届記載事項証明書 せたいぜんいん じゅうみんひやう ・世帯全員の住民票 も ・(持っていたら) 赤ちゃんのパスポート など	
--------------	--	--

そうだん 相談するところ	がいこくじんざいりゅうそうごう 外国人在留総合インフォメーションセンター ☎ 0570-013904 ☎ 03-5796-7112 (IP, 外国から) げつ きん 8:30~17:15 月～金 8:30～17:15	
-----------------	---	--

⑧引越しをするとき

じゅうみんか
住民課

☎ 0595-22-9645

■伊賀市から別の市に引越す（転出）

引越しをする前に、市役所に「**転出届**」を出します。（30日前から出せます。）「**転出証明書**」をもらいます。

も 持っていくもの	<ul style="list-style-type: none">・パスポート・在留カード・マイナンバーカード（持っている人）
--------------	--

引越しをしてから、引越した市の市役所に「**転入届**」を出します。（14日以内に出します。）伊賀市でもらった「**転出証明書**」も出します。

■伊賀市の中で引越す（転居）

引越しをしてから市役所に「**転居届**」を出します。（14日以内に出します。）

も 持っていくもの	<ul style="list-style-type: none">・パスポート・在留カード・マイナンバーカード（持っている人）・国民健康保険証や医療費受給者証など（前の住所が書いてあるもの）
--------------	--

⑨だれかが亡くなったとき

じゅうみんか
住民課

☎ 0595-22-9645

亡くなったことを知った日から7日以内に市役所に「**死亡届**」を出します。

も 持っていくもの	死亡診断書または死体検案書
--------------	---------------

※亡くなった人の在留カードはどちらかの方法で入管に返します。

・家の近くの入管で返します。

・手紙で書類と一緒に返します。こちらを見てください☞



サインの代わりに印鑑(ハンコ)を使います。市役所に登録した印鑑を「実印」と言います。

家を買う時や車の登録など、大切な書類には「実印」を使います。

印鑑を登録すると「印鑑登録証」がもらえます。「印鑑登録証」は「印鑑登録証明書」をとる時に使います。

いんかんとうろく
■印鑑を登録するとき

とうろく 登録できる人	さいいじょう 15歳以上 (※15歳以上でも、できないときがあります)
とうろく 登録できる いんかん 印鑑	じゅうみんひょう とうろく 住民票に登録している名前や通称名、名前の読み方 をカタカナであらわ したものを。
も もっていくもの	とうろく いんかん ざいりゅう 登録する印鑑・在留カード
はら かね 払うお金	300 円

いんかんとうろくしょうめいしょ
■印鑑登録証明書を取るとき

も もっていくもの	いんかんとうろくしょう ざいりゅう 印鑑登録証・在留カード
はら かね 払うお金	まい えん 1枚300円

じゅうみんとうろく ひと こじんばんごう ばんごう
住民登録のある人にはマイナンバー（個人番号）という番号があり
ます。

けた ばんごう ばんごう ひとり ちが
12桁の番号です。この番号は1人ずつ違います。



■ マイナンバーが必要なとき

ぎんこう しょうけんがいしゃ
銀行や証券会社など

- がいく かね おく
・ 外国にお金を送るとき
- がいく かね おく
・ 外国からお金を送ってもらうとき
- こうざ
・ 口座をつくる時

しやくしよ
市役所

- しゃかいほけん ぜいきん しょうい だ
・ 社会保険や税金の書類を出す時

かいしゃ みせ
会社やお店

- はたら はじ
・ 働き始めるとき
- などです。

■ マイナンバーカード

- しやくしよ しんせい
・ 市役所で申請するとマイナンバーカードがもらえます。
- つく むりよう えん
・ カードを作るのは、無料（0円）です。
- しょうめい りよう
・ マイナンバーの証明として利用できます。
- ぜんこく じゅうみんひょう うつ
・ カードがあると、全国のコンビニエンスストアで住民票の写し
いんかんとろくしょうめいしよ はっこう
や印鑑登録証明書などの発行ができます。



⑫ごみ

■ **集積場**（決められたごみを出す場所）でのごみ出し
 ごみは種類ごとに分けます。決められた日に出します。

<p>ごみの種類 ごみの出し方 ごみを出す日</p>	<p>住んでいる地区で決まっています。 ごみカレンダーやごみアプリで確認してください。 （ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語、ベトナム語で見ることができます。）</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="display: flex; gap: 10px;">   </div> </div> <p style="text-align: center;">iPhone Android</p>
<p>ごみを出す場所</p>	<p>自治会に入っている人は自治会長や近所の人に確認してください。 アパートに住んでいる人は管理会社や大家に確認してください。</p>
<p>相談するところ</p> 	<p>さくらリサイクルセンター（青山地区以外）  0595-20-9272</p> <p>伊賀南部クリーンセンター（青山地区）  0595-53-1120</p>

■ ごみを処理施設に直接持って行きたいとき

（青山地区以外の人） ※手数料は施設に直接聞いてください。

<p>もって行くところ</p>	<p>ごみの種類</p>
<p>さくらリサイクルセンター （伊賀市治田3547-13）  0595-20-9272</p>	<p>燃えるごみ、リサイクルごみ、大きいごみなど ※必ず種類ごとに分けて持っていきます。 ※自分で家をリフォームした時に出るごみ（建築廃材）や車の部品など、処理できないごみもあります。</p>
<p>不燃物処理場 （伊賀市西高倉4631）  0595-23-8991</p>	<p>ブロック、瓦、土砂など ※処理できないごみもあります。</p>

も い 持って行くところ	しゅるい ごみの種類
いがなんぶ 伊賀南部クリーンセンター ☎ 0595-53-1120	も も ようきほうそう 燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチック、 しげん そだい 資源ごみ、粗大ごみ かなら しゅるい わ も ※必ず種類ごとに分けて持っていきます。

■ そだい だ かた 粗大ごみの出し方

じてんしゃ そだい いえ まえ と き
タンス・ベッドや自転車などの粗大ごみは、家の前まで取りに来て
くれます。よやく ひつよう
予約が必要です。

よやく ほうほう 予約の方法	そだい うけつけ でんわ ①粗大ごみ受付センターに電話します。 じゅうしょ なまえ でんわばんごう と き ②住所・名前・電話番号・取りに来てもらうものと数を つた と き ひ 伝えます。取りに来てくれる日と、ごみを出す場所を き 聞きます。 しやくしょ おお ③市役所や大きなスーパーのサービスカウンターで そだい しよりけん か 「粗大ごみ処理券」(シール)を買います。 そだい しよりけん なまえ か は ④粗大ごみ処理券に名前を書いてごみに貼ります。 と き ひ あさ じ あおやま ちく じ ふん ⑤取りに来てくれる日の朝9時(青山地区は8時30分) だ までにごみを出します。
はら かね 払うお金など	かい よやく こ もう こ ・1回の予約で5個まで申し込むことができます。 そだい しよりけん まい えん ・粗大ごみ処理券は1枚200円です。 かなら よやく もう こ かず おな かず しよりけん ・必ず予約をしてから、申し込んだ数と同じ数の処理券 か を買います。 つか しよりけん かね かね (使わなかった処理券のお金は返してられません。)
そうだん 相談する ところ	いがほくぶそだい うけつけ あおやま ちく いがい 伊賀北部粗大ごみ受付センター(青山地区以外) ☎ 0595-20-1255 いがなんぶそだい うけつけ あおやま ちく 伊賀南部粗大ごみ受付センター(青山地区) ☎ 0595-64-8700


⑬ 近所の人（近くに住む人）とのつきあい

- ・近所の人にあったら、あいさつをしましょう。
- ・分からないことがあったら、近所の人に聞きましょう。



自治会

近所の人たちが集まって、みんなが安心して住みやすいまちにするため、いろいろな活動を行います。「自治会」に入って、いろいろな活動に参加しましょう。そして、地域の一員になりましょう。



<p>自治会に入るには</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長に相談します。 ・自治会長が誰か分からないときは、近所の人や市役所に聞きます。 <p>住民自治推進課 ☎ 0595-22-9639</p>
<p>自治会のいいところ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの人と助け合うことができます。 ・市からのお知らせなどを回覧板で教えてくれます。 ・自治会のごみ集積場にごみを捨てることができます。
<p>自治会費 (払うお金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの自治会で金額が違います。 ・自治会長に聞きます。
<p>自治会の活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積場の管理をします。 ・地域の公園や道路のそうじをします。 ・防災訓練（災害の時に安全に逃げる練習や火を消す練習）をします。 ・お祭りなどのイベントをします。

いぬ か
⑭犬を飼うとき

せいかつかんきょうか
生活環境課

☎ 0595-22-9624

いぬ か しやくしょ いぬ どうろくしんせいしょ だ
犬を飼うとき、市役所に「犬の登録申請書」を出します。

<p>どうろく いぬ 登録する犬</p>	<p>う にち いぬ 生まれてから90日をこえた犬</p>
<p>はら かね 払うお金</p>	<p>えん びき 3,000円（1匹）かかります。</p>
<p>ちゅうしゃ 注射</p>	<p>まいとし かい きょうけんびょう ふせ ちゅうしゃ いぬ 毎年1回、狂犬病を防ぐ注射を犬にします。 しやくしょ とど (市役所からはがきが届きます。)</p>
<p>まもること</p> 	<p>いぬ さんぽ いぬ ぶくろ ・犬を散歩するとき、犬のふんはビニール袋などに い も 入れて持ちかえます。 いえ そと いぬ か いぬ ・家の外で犬を飼うときは、犬にリードをつけます。</p>
<p>いぬ し 犬が死んだら</p>	<p>いぬ し いぬ しぼうとどけ しやくしょ だ 犬が死んだときは、「犬の死亡届」を市役所に出します。 でき こちらからも出来ます。 </p>
<p>ひっこ 引越したら</p>	<p>ひっこ いぬ じゅうしょへんこう ひつよう 引越したら、犬も住所変更が必要です。 ■ いがし なか ひっこ 伊賀市の中で引越したとき いがし やくしょ てつづ 伊賀市役所で手続きをします。 ■ いがしがい ひっこ 伊賀市外へ引越すとき いぬ どうろく う と かんさつ も ひ こ 犬の登録をしたときに受け取った鑑札を持って、引越 さき しやくしょ てつづ し先の市役所で手続きをしてください。</p>
<p>いぬ に 犬が逃げたら</p>	<p>いぬ に ほけんじょ れんらく 犬が逃げたときは、保健所に連絡をしてください。 い が ほけんじょ 伊賀保健所 ☎ 0595-24-8080</p>

⑮ アパートなどを借りるとき (賃貸契約)

■ 必要なお金

<p>やちん ちんりょう 家賃 (賃料)</p>	<p>まいつきはら かね ・ 毎月払うお金です。</p> <p>にほん まえばら おお ・ 日本では、前払いが多いです。</p>
<p>しききん ほししょうきん 敷金 (保証金)</p>	<p>いえ き はら ・ 家が決まったときに払います。</p> <p>げつ げつ やちん おな かね はら ・ 1か月から3か月の家賃と同じくらいのお金を払います。</p> <p>いえ か ひと やちん はら ・ 家を借りた人が家賃を払うことができないときや、</p> <p>いえ か ひと ひっこ おおや いえ か 家を借りた人が引越したあとに、大家 (家を貸す</p> <p>ひと いえ こわ よご なお 人) が、家の壊れたところや汚れたところを直すた</p> <p>めに使います。</p> <p>つか かね かね ・ 使わなかったお金は返してくれます。</p>
<p>れいきん 礼金</p>	<p>か いえ き はら れい かね ・ 借りる家が決まったときに払う お礼のお金です。</p>
<p>ちゅうかいてすうりょう 仲介手数料</p>	<p>いえ しょうかい ふどうさんがいしゃ はら かね ・ 家を紹介した不動産会社に払うお金です。</p>
<p>かんりひ きょうえきひ 管理費 (共益費)</p>	<p>かいだん ろうか つか ばしょ でんきだい ・ 階段や廊下など、みんなが使う場所の電気代や、</p> <p>そうじ はら かね 掃除のために払うお金です。</p>
<p>こうしんりょう 更新料</p>	<p>ちんたいけいやく お ひ こ おな いえ ・ 賃貸契約が終わっても、引っ越さなくて同じ家に</p> <p>す やちん べつ はら かね 住むときに、家賃とは別に払うお金です。</p> <p>ちんたいけいやく ねんかん ばあい おお (賃貸契約は2年間の場合が多いです。)</p>

みんかんじゅうたく

■民間住宅

- ・ 大家から借ります。
- ・ 不動産会社（家を借りたい人や家を買いたい人に、いろいろな家を紹介する店）に行って、家を探します。

こうえいじゅうたく

■公営住宅

- ・ 市営住宅（市が貸す部屋）と県営住宅（県が貸す部屋）があります。
- ・ 住むところに困り、お金があまりない人が、安く借りることができます。
- ・ 借りるには、いろいろな きまりがあります。

	しえいじゅうたく 市営住宅	けんえいじゅうたく 県営住宅
ぼしゅう 募集するとき	がつ がつ 7月、1月	がつ がつ がつ がつ 4月、7月、10月、1月
そうだん 相談するところ	じゅうたくか 住宅課 ☎ 0595-22-9737	い がんぶふどうさんじぎょう 伊賀南部不動産事業 きょうどうくみあい 協同組合 ☎ 059-221-6171

す

■アパートなどに住むときのルール

- ・ 大家に言わないで、ほかの人と住んだり、他の人に貸してはいけません。
- ・ 勝手に部屋をリフォームしてはいけません。
- ・ 大きな音や声を出してはいけません。（特に夜の8時から朝の7時まで）

- × 大きい声で話す。
- × 大きい音で音楽を聞いたり、テレビを見たりする。
- × パーティーをして歌ったり踊ったりする。
- × ギターなどの楽器を使う。

⑯電気・ガス・水道・携帯電話（スマートフォン）

■電気

- ・電気の利用は、不動産会社または大家に聞いてください。
- ・停電の情報を見ることができます。

ちゅうぶでんりょく
中部電力

ていでんじょうほう し
停電情報お知らせサービス



iPhone



Android


■ガス

- ・家で使うガスは「都市ガス」と「プロパンガス」の2種類あります。
- ・住むところで、ガスの種類が違います。
- ・ガスの種類とガスの器具が違っていると危険です。必ず不動産会社または大家に確認してください。

■水道

引っ越しするときは、必ず2～3日前までに水道の使用開始・中止の連絡をします。

<p>つか 使うとき</p>	<p>じょうげすいどう きゃくさま でんわ ・上下水道お客様センターに電話します。</p> <p>いなし すいどうしょうかいしとどけ だ ・7日以内に「水道使用開始届」を出します。</p>
<p>つか 使うのを やめるとき</p>	<p>じょうげすいどう きゃくさま でんわ すいどう しょう ・上下水道お客様センターに電話し、水道の使用を やめることを伝えます。</p> <p>つか れんらく りょうきん ※使うのをやめても連絡をしないと、料金がかかります。</p>

<p>りょうきん はら かた 料金の払い方</p>	<p>いづれかの方法で払います。 <small>こうざふりかえ</small> ①口座振替 あなたの口座から引いて払います。 <small>ぎんこう ゆうびんきょく もう こ</small> (銀行や郵便局で申し込みをします。)</p> <p><small>のうふしよ</small> ②納付書 <small>のうふしよ とど</small> 納付書が届きます。<small>ぎんこう ゆうびんきょく</small> 銀行、郵便局、コンビニエンス ストア、スマートフォンアプリなどで払います。</p> <p>③クレジットカード あなたのクレジットカードで払います。 <small>もう</small> (パソコンやスマートフォンなどから申し込みをします。)</p>
<p>そうだん 相談するところ</p>	<p><small>じょうげすいどう きゃくさませんたー</small> 上下水道お客様センター  0595-24-0013</p>

■ 携帯電話 (スマートフォン) のこと

<p>けいやく ひつよう 契約に必要なもの</p>	<p><small>ざいりゅう</small> ・ 在留カード <small>ぎんこうこうざ</small> ・ 銀行口座またはクレジットカード <small>ひつよう とき</small> (※パスポートが必要な時もあります)</p>
<p>まもること</p>	<p><small>じぶん なまえ けいやく</small> 自分の名前で契約したスマートフォンを他の人に <small>ほか ひと</small> あげたり、売ったりしてはいけません。犯罪です！！ <small>はんざい</small></p>
<p>そうだん 相談するところ</p>	<p><small>でんわがいしゃ</small> 電話会社のホームページなどで確認してください。 <small>かくにん</small></p>